次の 11 項目の禁止事項が下請法にて課せられています。たとえ下請事業者の了解を得ていても,また,親事業者に違法性の意識がなくても,これらの規定に触れるときには，下請法に違反することになるので十分注意が必要です。　　【公正取引委員会ホームページより抜粋】

下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）　…注文後のお弁当単価の減額など

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると下請法違反となります。

返品の禁止（第 4 条第 1 項第 4 号）　　…個数変更締切後の個数減の依頼など

親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に，その物品等に瑕疵があるなど明らかに下請事業者に責任がある場合において，受領後速やかに不良品を返品するのは問題ありませんが，それ以外の場合に受領後に返品すると下請法違反となります。

買いたたきの禁止（第 4 条第 1 項第 5 号）…弁当パンフレットの商品の著しい減額

親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに，発注した内容と同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買いたたき」として下請法違反になります。

不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第４条第２項第３号）…配達後の配布手伝い

親事業者が，下請事業者に対して，自己のために金銭，役務その他の経済上の利益を提供させることにより，下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となります。

11　不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第４条第２項第４号）…締め切り後の変更

親事業者が下請事業者に責任がないのに，発注の取消若しくは発注内容の変更を行い，又は受領後にやり直しをさせることにより，下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となります。